

平成 30 年 第 12 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年12月21日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年12月21日（金） 午後4時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所 本庁舎 大会議室

○ 出席した委員（19名）

1 番 小池 慶一	8 番 村上 英登	1 5 番 代田 和美
2 番 赤羽 明人	9 番 下島 琢郎	1 6 番 氣賀澤 道雄
3 番 酒井 一義	1 0 番 堀 敏	1 7 番 小松 由喜一
4 番 井口 英昭	1 1 番 西村 功	1 8 番 春日 利一
5 番 田村 進	1 2 番 上田 佳子	1 9 番 堺澤 豊
6 番 小原 茂幸	1 3 番 宮澤 辰夫	
7 番 齊藤 庄一	1 4 番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

2 0 番 土屋 澄一	2 2 番 北原 実	2 4 番 宮下 修
2 1 番 米山 茂寿	2 3 番 大沼 昌弘	2 5 番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事録署名委員

1 4 番 塩澤 徳江 1 5 番 代田 和美

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

議案第61号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後4時45分

午後4時05分 開会

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

時間前ではございますが、全委員の皆さんおそろいになりましたので、ただいまから平成30年第12回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

12月に入って何となくまだ暖かい日が続いておって、年末っていうような感じにならないわけですが、平成30年度の農業委員会もきょうが最後になります。一年間、本当に、大変委員の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

暖かい日が続いているので、どうも、これもエルニーニョの影響かな、そんなふうに思っていますし、何せ雪が降らないので、この間、有害の駆除をやったんだけど、山の上のほうにドングリやなんか餌が十分あるんで、鹿にしてもイノシシにしても、まだ山の上のほうから下りてきていないという状況かなというふうに思っています。

取り残した柿も、鳥などの随分餌になっているのかな、そんなふうにあります。

きょうは、1時間おくらせていただいて4時からっていう時間にさせていただきました。前段、上伊那の再生協議会の総会がありまして、いわゆる31年度の米の作付目標、生産目標の目安が決まりまして、全体で、上伊那で101.6%の前年の当初のあれからすると増になっているわけです。駒ヶ根でいいますと目安が101.7%の増に生産がなっているんですが、ただ、30年度を考えると、やっぱり駒ヶ根の場合は42町歩、生産目標も目安をオーバーしておりますんで、1.7%増えたって言っても、実質には、ことしと同じだけ、あるいはそれ以上につくっていいのかということになると、いや、そういうわけにはいかないと、去年の増した分はどうしたって減らさなきゃいけないわけですから、だから、畑作への転換、あるいは法人組織でのやっぱり他の作物への転換、あるいは備蓄米も含めたほかの加工用米への転換を図っていかなくちゃいけないのかなと、各集落への配分は2月の下旬になるかと思えますけれども、方向としては、そんな方向で考えていただければいいかなっていうふうに思っています。

先般、5役会をやったときに、実はJAから、いわゆる集荷量を増やしたいっていうことで、30年より1割くらい多く出荷をしてくださいっていうような話があったようです。ただ、それを真に受けて、それじゃあ1割多くつくって

いのかってなると大変なことになりますので、誤解のないようにしていただければありがたいし、しなければならぬかなと、そんなふうに思っております。

きょうは、後、産業部長さんもまじえて忘年会ということになりますので、時間の中で十分な協議をいただくようお願いして、一言あいさつにさせていただきます。

よろしく申し上げます。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 17 番 小松由喜一委員さん、お願いいたします。

17 番 (小松 由喜一君)

それでは、会議の前の一言ということで、私も農業委員になって3期目になります。

それで、今回が4回目の一言ということになりますけれども、最初のときの1期目のときに、たまたま10番だということで2回ありました。

それで、最初がちょうど農業法人下平ファームの立ち上げのときでございまして、皆さんいろいろ教えてくださいというような話をいたしました。

そして、2回目のときが、ちょうど下平ファームが1年たちまして、反省材料に、下平ファームで下平営農組合から機械をもらおうということで、そのお金が農協で試算してもらいましたら約1,000万円かかりまして、そのお金を、じゃあ、みんなで出資して払っちゃおうじゃねえかというようなことをやりまして、それで出資金を募って1,400万円くらい集まりまして、それで払って、400万円残すような形でやりまして、農協法、株式会社じゃないんで、農協法っていうのは、この出資金っていうのは使っちゃいけない金で、解散するときに残しておきなさいというようなことが1年たってわかりまして、そんなこと誰も教えてくれねえじゃねえかっていう話になりまして、それで、このお金をもとへ戻さなきゃいけないということで、これを返していくと、もうけ、利益になったということで、その戻すときに法人税が30%かかるというような言われ方をしまして、いや、これはえらいことになったな、借りたほうがよっぽどよかったなあというような話をしたことを覚えております。

それで、あとは、3回目ですけれども、これは、ちょうど私、下平区長をやっております、宮田の大久保の産廃が始まりまして、これを何とかしなきゃいけないということで、初めに中沢、東伊那、町4区、下平で駒ヶ根の水と命を守る会っていうのを立ち上げようじゃないかっていうことで、ここにいる小池副会長さんにも、ちょうど一緒の区長の時代でありまして、いろいろ協力してもらいまして、そんなことを立ち上げて、皆さん申し上げますと、これからも

やっていかなきゃいけないんで、お願いしますっていうような話をした経過があります。

ちょうどいい機会なんで、今、大久保の産廃でございましてけれども、宮田で、あそこを更地にするっていうところを、なんだかんだ言いながら、ハクトーさんっていう業者を引き延ばしてっていうような状態です。ですが、更地にする、片づけをするっていうのは、県とか、そういうものの許可をとらなくてもできるということで、いよいよ向こうのハクトーさんっていうのもしびれを切らせて、徐々に進め出したようです。でも、大久保と協定がありまして、農業シーズンにはやっちゃ困るというような協定がありますんで、4月から11月のリンゴの収穫するあたりまでは手をつけちゃ困るっていうような協定があるそうです。それで、これから、12月に入ったんで、12月から3月の間に何か動きがあるのかなというようなことがあります。

それで、あと、更地になって、県のほうへ産廃の書類を出すときには、皆さんから協力を得ました10万の署名を持って、今15万を目指して少しずつ進めているわけですが、その書類を持ってお願いに行くんだというような今状況になっておりますので、また、そういうときになったら、また皆さんの協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成30年12月1日付、告示第10号をもって招集した平成30年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において14番 塩澤徳江委員、15番 代田和美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

場所につきましては2ページの左側をごらんください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南東1筆323㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、自宅隣接地である申請地にて耕作しており、引き続き耕作を行うため当地を取得したい、譲渡人は、市外に住んでおり管理が難しいため譲受人の要請に応じるといふものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

5 番 (田村 進君)

この[REDACTED]さんですけど、この方は、この今の土地のすぐ横に住宅を構えておりますけど、30年前に同じ譲渡人の方の土地を買って、それ以降ずっとこの土地を管理して、きれいに耕作されておるんで、問題ないと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第57号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら、議案書の3ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

場所につきましては4ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の西1筆1,698㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、申請人は、現在農業を行っているが、年齢的な問題から農業規模の縮小を検討していること、また申請地周辺は宅地化が進み農業を継続することが困難なため、集合住宅として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

11番 (西村 功君)

申請人の[REDACTED]さんですけれども、年齢的な問題というふうに書いてありますけれども、75歳を超えてきたというようなことであります。

それから、地図にありますように、現状については[REDACTED]の東側、福岡の[REDACTED]の横になりますけれども、周辺は、見ていただくような宅地化が進んでいるというような状況であります。

農地については3種農地ということで、開発については問題ないです。

また、現地においても説明会等で境界等を確認する中で計画を説明し、理解を得ているということで、問題ないかと思えます。

なお、参考までに、建築を予定している業者については[REDACTED]さんでございます。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら、議案書の 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。
町 3 区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 18 m² になります。
5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地、駐車場となります。
理由でございますが、譲受人は、現在の住居地が手狭なため自家用車の駐車に苦慮しており、おじの所有地を駐車スペースとして使用するため当地を取得したい、譲渡人は、高齢であり農業規模を縮小したいと考え、おいである譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。
町 2 区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 371 m² になります。
5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅。
理由でございますが、譲受人は、現在アパート住まいであり、住宅を建築したいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は、県外在住であり耕作ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

計 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

- 会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明を1番からお願いします。
- 10番 (堀 敏君)
1番目ですけれども、備考欄に書いてございますように、譲渡人と譲受人は、おじとおいの関係になっておりまして、譲渡人のほうが高齢で農業のほうは縮小したいと、譲受人はあきスペースが狭くて家族の駐車場所が確保できないと、こういう双方の事情が合致した案件でございます。
雨水対策、土砂流入対策等も決められておりまして、本件は特に問題ないかと思えます。
以上です。
- 23番 (大沼 昌弘君)
2番につきましては、原野っていうかでありまして、この場所に住宅を建てたいということでもあります。
ただし、そこにおいては下水道が、今、最終の下水道があって、それをくみ上げているわけでありまして、そこは協議をさせていただきたいなと思っております。
そんなことで、小さい面積ですけれども、よろしくお願いします。
問題はないです。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 11番 (西村 功君)
5-1の関係ですけれども、ちょっと図面を見る限り、駐車場利用っていうのがどんな形になるか、ちょっとわかりづらいんですが、周辺等の関係はどんなふうになっていますか。
- 10番 (堀 敏君)
この地図の黒く塗られた左側、方向で言うと東になるんですが、こちらに住宅がございます。その住宅の西側に車1台か、無理をすれば2台とめられるくらいのスペースがあるんですけど、やや狭いということで、この幅が約1.3mということでありまして、長さは約14mくらいの農地のほうに駐車場に広げたいと、こういうようなことになっています。
- 11番 (西村 功君)
譲受人の方の住宅は表示されていないということなんですか。この地図に関しては。
- 主 任 (出口 大悟君)
添付しました地図の今回の申請地の東側に住宅のほうは既に建築されてい

るんですけども、今回使用しました住宅地図のほうにまだ反映していないよう
うでして、本来であれば、こちらのほうで住宅のほうが出ているというものを
作成しないと行けなかったんですが、すみません、こちらのほうで作成が漏れ
ておりまして、実際には住宅が申請地の東側に建築されております。

会 長 (堺澤 豊君)

西村委員さん、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

事務局に聞きたいけど、5-2、いわゆる1種農地への住宅の新築だけ、こ
れ、周囲の農地は10ha以上の一団の農地になっているということですか。

主 任 (出口 大悟君)

そうですね。あ、申しわけありません。すみません。私、先ほど1種農地と
判断した理由が土地改ということで説明しましたが、申しわけありません。誤
りでありまして、議案書のほうに記載されておりますとおり、農地区分につ
きましては1種となりまして、その理由につきましては、10ha以上の農地の一
部ということで1種となっておりますので、土地改ではなく、10ha以上の農地と
いうことで1種農地と判断しております。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

ちょっと今の農振除外は、これは出してありますか。

主 任 (出口 大悟君)

こちらは、農振地域ではなく、農振地域内の農用地区域外となりますので、
白地となっております。農振地域ではありません。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

農振地域ではないということですね。

主 任 (出口 大悟君)

そうです。

会 長 (堺澤 豊君)

1種農地だけど白地なんで、農振除外はないです。

ほかに。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第59号について原案どおり可決することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 60 号 農用地利用集積計画の策定について (売買) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書 7 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について (売買) について御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、8 ページ、所有権移転一覧表の 1 番から 3 番につきましては、12 月 6 日に農地あっせん審査会をそれぞれ開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、7 ページの農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まず公告年月日ですが、平成 30 年 12 月 27 日。

田んぼが 3 筆で合計面積が 7,349 m²。

売り手が 3、買い手が 1 でございます。

そうしましたら、次のページですけれども、8 ページの所有権移転一覧表をごらんください。

今回は、1 番から 3 番までについて、全て長野県農業開発公社が買い受けるというものでございまして、3 件全てについて所有権移転時期、対価の支払い、引き渡しの時期は平成 31 年 1 月 21 日となっておりますので、よろしく願います。

そうしましたら、1 番につきましてはですけれども、こちら■■■■さんが田んぼで 1 筆を売るというものでございまして、対価については■■■■円、利用目的は田、売買対象地につきましては 9 ページの左側をごらんください。

町 2 区、■■■■の南東になります。

続きまして、2 番につきましては、■■■■さんが田んぼ 1 筆を売るというものでございまして、対価については■■■■円、利用目的は水田、売買対象地につきましては 9 ページの右側をごらんください。

上赤須の■■■■の南側になります。

3 番につきましては、■■■■さんが田んぼを 1 筆売るというものでございまして、対価については■■■■円、利用目的は水田、売買対象地につきましては 9 ページの右側になります。

- 上赤須、[REDACTED]の西側ということになります。
以上3件につきまして御審議をお願いいたします。
- 会 長 (堺澤 豊君)
ここで、農地あっせん審査会が開かれていますので、審査会長の土屋委員さんから補足説明をお願いします。
- 20番 (土屋 澄一君)
ただいま説明のあったとおり、過日12月6日に、それぞれの土地を視察しまして、それから中間管理機構の方々が伊那から参りまして、審査、いろいろ書類の作成をしまして、ただいま申されたとおりの価格で譲渡されるということで、売り渡しの時期は来年の4月だったね。大野さん。
- 次 長 (大野 秀悟君)
そうです。最終的には。
- 20番 (土屋 澄一君)
というような段取りで進行しています。
以上です。
- 会 長 (堺澤 豊君)
1番から地元委員さんの補足説明をお願いします。
- 15番 (代田 和美君)
特に問題なく、この方も高齢なので、だんだんと土地を離したいということでしたので、異議ないと思います。
- 3 番 (酒井 一義君)
2番と3番一緒に説明しますけれども、大体詳細については、事務局、また農地あっせん審査委員会の会長が申したとおりでございます。そして、前から、この[REDACTED]さんと[REDACTED]さんでありますけれども、この土地を売りたいということで農地相談会なんかにも足を運ばれて、売ってくれということで頼まれていたところなんですけれども、何せ今、田んぼにしろ、農地を買いたいという人はなかなかいません。そんな中で、非常に安い値段ではありますけれども、やっと買ってくれる人があらわれたということで、少し肩の荷が下りたのかなあという感じをしています。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 17番 (小松 由喜一君)
1番は田、田んぼになっていて、あとは水田になっているけど、何かこの違いがあるのでしょうか。

次 長 (大野 秀悟君)
すみません。こちらにつきまして、公社から来ている書類のものをそのまま、すみません、写しているものでありまして、その違いについては、ちょっと申しわけないんですが、説明はできないんですが、一応、すみません、公社でつくった書類をそのまま載せてあるということでございます。

会 長 (堺澤 豊君)
ちょっと酒井さんにお聞きしたいけど、3 番のあれは、道の東側で■■■■の穴を掘ってある所の西側あたりですか。

3 番 (酒井 一義君)
そうです。そこのすぐ西です。

会 長 (堺澤 豊君)
そうですね。

20番 (土屋 澄一君)
現時点で麦をまいているところです。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに何か質問、御意見があればお出しをいただきたいと思います。

8 番 (村上 英登君)
1 番から 3 番の人は、今現在でも耕作をしているんですか。

会 長 (堺澤 豊君)
現在の耕作状況について、事務局、わかりますか。

次 長 (大野 秀悟君)
今現在、それぞれ貸していたと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
1 番については、それでいいですか。
2 番 3 番については、酒井委員さん。

3 番 (酒井 一義君)
貸しているというか、ちょっと微妙なところで、買いたっていうことで、その買う人が、もうつくり始めているという状況なんですけれども……。

会 長 (堺澤 豊君)
耕作はされているということですね。

3 番 (酒井 一義君)
そうです。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで議案第 61 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会法に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 8 番 村上英登委員、13 番 宮澤辰夫委員、21 番 米山茂寿委員、25 番 湯澤敏幸委員は自己に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔8 番 村上英登君・13 番 宮澤辰夫君・21 番 米山茂寿君・25 番 湯澤敏幸君 退場〕

会 長 (堺澤 豊君)
それでは、
議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 10 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、平成 31 年 1 月 1 日の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんいただきまして、田んぼが 73 万 7,748 m²、畑が 9,036 m²、樹園地が 6,615 m²で、合計で 75 万 3,399 m²でございます。貸し手が 206、借り手が 126 でございます。
2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、11 ページから 36 ページまでに個別の詳細が載っておりますので、御確認ください。
以上、御審議をよろしく願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
件数が多いので、それぞれの委員さん、担当する地区内の貸借について確認だけしてください。
なお、名前等あるいは住所等に違っているっていうのは言ってください。
〔各自黙読〕

会 長 (堺澤 豊君)
よろしいですか。
何か質問、御意見あれば……。

7 番 (齊藤 庄一君)
ちょっと、この 61 号、10 ページの 3 番、一番右下のほうの、これのちょっと説明してもらいたいんですけど、これ、どういうあれかね。「(3) 利用権取得者の取得後の経営面積」っていうことで、これよくわからないんですけど、「利用権等取得面積」は「75ha」なのかね。それで、この右側の「既経営地面積」っていうの、これはどういう意味なわけですか。

主 査 (井上 幸代君)
これは、利用権には、担い手さんとか認定農業者さんが農用地を集積するという目的があるので、その目的について表示しています。
この「利用権取得面積」というのが今回の貸し出した面積、貸借に載ってきた面積になります。
それで、「既経営地面積」というのが借り受けるほうの方の今までに取得している耕作の面積になります。
それで、平均を出しています。借り手さんは今回約 100 人いるので、平均にすると 1 人当たり 0.7ha 借り受けてもらうので、農用地の集積としては 1 人当たり 0.7ha が増えて、平均すると、これまでが 3.4ha 耕作されていたところに、今回の集積で 0.7ha 増えて、借り手さんの平均としては 1 人当たり 4.1ha になりましたという報告になります。

7 番 (齊藤 庄一君)
だから、利用権を設定している人たちの面積っていうことなんですね。

主 査 (井上 幸代君)
そうです。これだけ集積されましたという……

7 番 (齊藤 庄一君)
ああ、そういう意味ですか。

会 長 (堺澤 豊君)
よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
だから、駒ヶ根中の面積だということなんですね。

会 長 (堺澤 豊君)
借り手の 126 人の耕作している面積がこの数字ということですよ。
ほかに。
ちょっと事務局にお聞きしたいけど、この円滑化でもって、例えば 5 年以上、長いのは 10 年っていうのがあるんですが、私もちょっと気にとめてやらなかつ

たんですが、例えば、担い手が、いわゆる認定農業者が 10 年以上借りる場合に、中間管理事業に乗っけることは可能なんで、円滑化した理由っていうのは、借り手と貸し手の何かそういうのがあるのかな、そこら辺は聞いていないですか。

主 査 (井上 幸代君)

ちょっとまだ中間管理機構でというように切りかえるというよりは、農協さんが仲介してくださっているもので、これまでどおりということでみんな進めてしまっているかと思います。これを中間管理事業とかに切りかえる……

会 長 (堺澤 豊君)

ちょっと、こういう案件が、そういう案件が出てきたら、あれだよ、委員さんを通して、やっぱり中間管理事業に乗せられるものは乗せて集積率を上げたほうがいいのかっていうように思うけれども、ちょっと今後の検討材料として。

主 査 (井上 幸代君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

地域の担い手でないと中間管理事業が利用できないんで、担い手であって、なおかつ5年以上円滑化でやっているなら、借りかえっていうのができればね、そういうほうがいいのかなど。中間管理事業が始まったときに、伊那や、それから飯島は、かなり借りかえやったんですよね。円滑化から。そのことによってかなり助成金をもらっているんで、今まだ集積すればそれなりの助成が出るんで、今後の検討材料として、この案件が出たら、やっぱり、ちょっと事前に委員さんと相談することも必要かなというふうに思います。

1 番 (小池 慶一君)

32 ページの 31 番、■■■■さんから■■■■さんへっていうことで新しく入ってきますが、これは東伊那の地区営農組合の人・農地プランで上がってきたものを、相対で話を上げてきているんだよね。だから、これもさっき会長さんが言ったように中間管理機構を利用したほうがよかったっていうことですかね。

会 長 (堺澤 豊君)

中間管理事業を活用できるものは、なるべく活用して行って、集積率をやっぱり上げることのほうが、それぞれの地域に対する助成やなんかがあるんで。

1 番 (小池 慶一君)

今さら、これはしょうがないんだけど、ただ、これから新規っていうようなときにはと、そういうことだね。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

11番 (西村 功君)
直接の内容ではないんですが、区域の中に地区外っていうのが最後にあるんですけど、市内の方以外に駒ヶ根に住所がある方が地区外に分類されているんですか。

主査 (井上 幸代君)
農協さんのほうで、どこの地区に入っておられるかというふうに分けてくれているんですけど、地区外になっている方は、農地と御自宅が別の所にある方が主になります。地元の農事部に入っておられない方ということが主であるかと思うんですけど、または、そういうもので手続されていない方が……。

会長 (堺澤 豊君)
西村さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 61 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで退席されている委員さんの着席を求めます。
〔8 番 村上英登君・13 番 宮澤辰夫君・21 番 米山茂寿君・25 番 湯澤敏幸君 入場・着席〕

会長 (堺澤 豊君)
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて平成 30 年第 12 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。
午後 4 時 4 5 分 閉会